

→ 学会事務局へご送付願います。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

銀行・金庫・組合・農協
郵便局 御中

年 月 日

私は、下欄記載の収納企業から請求された金額を預金口座振替によってみずほファクター㈱を通じて支払うこととしたいので、預金口座振替規定(別記)を承認のうえ下記口座からの振替を依頼します。

代金回収受託会社	みずほファクター株式会社	代金等の種類	会費等
----------	--------------	--------	-----

預金者	フリガナ		金融機関 お 届 印
	氏 名	(法人の場合、会社名、銀行へのお届出の肩書き、代表者名をご記入ください。)	

支払方法 ①銀行などをご利用の場合 ②郵便局をご利用の場合

捨 印

①②のお支払い方法の中から 1 つだけ選んで太枠部分のみご記入ください。

① 銀行 な ど	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店	預金種目 (どちらか一方〇印)	口座番号 (数字のみで右づめでご記入ください)	
	コード	金融機関番号	店番号	1 普通 2 当座		
	振替日	3月1日(金融機関休業日の場合翌営業日)				

② 郵 便 局	種目コード	契約種別 コード	通帳記号	通帳番号(右づめでご記入ください)
	1 6 6 3 0		の	
	払込先 口座番号	00120-8-252849	払込先加入者名	みずほファクター株式会社
	払込日	1日(金融機関休業日の場合翌営業日)		

受付郵便局日附印

金融機関使用欄

この口座振替依頼書・自動払込申込書がみずほファクター株式会社から送付された場合、記載内容に不備がありましたら、下記該当項目に〇印をつけてみずほファクター株式会社へご返送ください。

検 印	印鑑照合	受 付 印
-----	------	-------

- (1) 印 鑑 相 違 (2) 口座番号相違 (3) 該当口座ナシ
(4) 支店名相違 (5) 口座種類相違 (6) 口座名義相違
(7) 記番号相違 (8) そ の 他 ()

(不備返却先)

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-13-3
みずほ銀行渋谷事務センター内
みずほファクター株式会社
TEL 03-3797-2611
FAX 03-3498-0749

(収納企業使用欄)

委 託 者 (収 納 企 業)	社団法人 日本原子力学会	
契 約 者 (顧 客 名)	住 所	〒 (Tel)
	フリガナ	
	氏 名	
契 約 者 番 号		

ご記入例

“お通帳等によりはつきりと、正確にご記入ください。”
必ずコピーを取りお手元に保管下さい。

— 学会事務局へご送付願います。 —

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収・加)

銀行・金庫・組合・農協 御中
郵便局

14 年 5 月 1 日

私は、下欄記載の収納企業から請求された金額を預金口座振替によってみずほファクター㈱を通じて支払うこととしたいので、預金口座振替規定(別記)を承認のうえ下記口座からの振替を依頼します。

代金回収受託会社	みずほファクター株式会社	代金等の種類	会費等
----------	--------------	--------	-----

預金者	フリガナ	ケンシ	グロウ	金融機関お届印
氏名	原子太郎			原子
(法人の場合、会社名、銀行へのお届出の肩書き、代表者名をご記入ください。)				

支払方法 ①銀行などをご利用の場合 ②郵便局をご利用の場合

①②のお支払い方法の中から1つだけ選んで太枠部分のみご記入ください。

① 金融機関名	みずほ銀行	預金種目	口座番号
コード	金融機関番号 店番号 1番通当	0123456	
振替日	3月1日(金融機関休業日の場合翌営業日)		

預金者のフリガナ
・ 濁点、半濁点は1字分に扱い
・ 株式会社には、(カ)、(カ、または(カ)
・ 有限会社には、(ユ)、(ユ、または(ユ)
とご記入ください。
(フリガナは、肩書き、代表者名には不要)

② 種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右詰めでご記入ください)
16630	12340	87654321	
払込先番号	00120-8-252849	払込先加入者名	みずほファクター株式会社
払込日	1日(金融機関休業日の場合翌営業日)		

受付郵便局日附印

(収納企業使用欄)

委託者(収納企業)	社団法人 日本原子力学会		
住所	〒319-1100 茨城県那珂郡東海村1-1-1 (TEL 029-282-1234)		
契約者(顧客)フリガナ			
氏名			
契約者番号			

預金者と契約者が同一のときは、住所・電話番号のみご記入下さい。

— 預金口座振替規定 —

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。